



三重県公報

令和8年1月13日 (火)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

告 示

- | | | | |
|----|---|-----------|---|
| 22 | 家畜伝染病が発生した旨の届出 | (家畜防疫対策課) | 2 |
| 23 | 家畜伝染病予防法施行細則の規定による家畜等の移動及び移出の制限 | (同) | 2 |
| 24 | 家畜伝染病予防法施行細則の規定によると畜場以外の場所におけると殺及びふ卵の制限 | (同) | 3 |

告 示

三重県告示第 22 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出がありました。

令和 8 年 1 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 病名

高病原性鳥インフルエンザ

2 家畜の種類

鶏

3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその羽数

疑似患畜 約 25,000 羽

4 発生の区域

三重県津市

5 発生年月日

令和 8 年 1 月 13 日

三重県告示第 23 号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和 48 年三重県規則 35 号）第 8 条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動及び移出を当分の間制限します。

令和 8 年 1 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 移動を制限する家畜の種類

(1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある家畜及びその死体並びに物品

(3) 移動を制限する区域

ア 松阪市嬉野井之上町、嬉野釜生田町、嬉野島田町、嬉野滝之川町、嬉野宮野町及び嬉野森本町

イ 津市一志町井生、一志町井関、一志町大仰、一志町小山、一志町高野、一志町田尻、一志町波瀬及び一志町八太

2 移出を制限する家畜の種類

(1) 移出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 移出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移出を制限する区域

ア 松阪市六軒町、与原町、野村町、舞出町、美濃田町、肥留町、飯福田町、八重田町、中林町、中道町、中ノ庄町、大阿坂町、曾原町、西肥留町、甚目町、深長町、上ノ庄町、小野町、小野江町、小津町、小舟江町、小阿坂町、市場庄町、後山町、嬉野薬王寺町、嬉野矢下町、嬉野野田町、嬉野堀之内町、嬉野平生町、嬉野八田町、嬉野田村町、嬉野天花寺町、嬉野津屋城町、嬉野町、嬉野中川町、嬉野中川新町 4 丁目、嬉野中川新町 3 丁目、嬉野中川新町 2 丁目、嬉野中川新町 1 丁目、嬉野川北町、嬉野川原木造町、嬉野須賀領町、嬉野須賀町、嬉野神ノ木町、嬉野新屋庄町、嬉野上野町、嬉野小村町、嬉野小原町、嬉野算所町、嬉野黒野町、嬉野黒田町、嬉野合ヶ野町、嬉野見永町、嬉野権現前町、嬉野宮古町、嬉野岩倉町、嬉野下之庄町、嬉野一志町、岩内町、岡山町及び伊勢寺町

イ 津市木造町、牧町、片田薬王寺町、片田田中町、片田長谷場町、片田町、片田新町、片田志袋町、片田久保町、片田井戸町、美里町五百野、美杉町八手俣、白山町北家城、白山町八対野、白山町二本木、白山

町南出、白山町南家城、白山町中ノ村、白山町川口、白山町真見、白山町三ヶ野、白山町古市、白山町岡、白山町稻垣、中村町、大鳥町、川方町、青葉台2丁目、青葉台1丁目、須ヶ瀬町、神戸、森町、新家町、城山3丁目、庄田町、高茶屋小森町、高茶屋7丁目、高茶屋6丁目、高茶屋5丁目、戸木町、久居緑が丘町2丁目、久居緑が丘町1丁目、久居旅籠町、久居野村町、久居野口町、久居明神町、久居万町、久居本町、久居北口町、久居二ノ町、久居藤ヶ丘町、久居東鷹跡町、久居中町、久居相川町、久居西鷹跡町、久居新町、久居小野辺町、久居小戸木町、久居射場町、久居持川町、久居寺町、久居桜が丘町、久居幸町、久居元町、久居烏木町、久居一色町、久居井戸山町、稻葉町、一志町片野、一志町日置、一志町虹が丘、一志町其村、一志町其倉、一志町石橋、一志町新沢田、一志町庄村、一志町小戸木及び一志町みのりヶ丘

三重県告示第24号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和48年三重県規則35号）第11条の規定により、次のとおりと畜場以外の場所におけると殺及びふ卵を当分の間制限します。

令和8年1月13日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 と殺及びふ卵を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

2 と殺及びふ卵を制限する区域

- (1) 松阪市嬉野井之上町、嬉野釜生田町、嬉野島田町、嬉野滝之川町、嬉野宮野町及び嬉野森本町
(2) 津市一志町井生、一志町井関、一志町大仰、一志町小山、一志町高野、一志町田尻、一志町波瀬及び一志町八太

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
